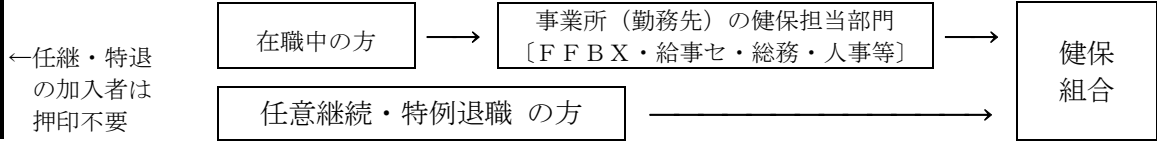


健康保険限度額適用認定申請書

健保担当者

事業所担当者 確認印

《申請書の流れ》



- ◆申請が可能な方・・・70歳未満の方・70歳以上で3割負担の方
- ◆申請が必要でない方・・・70歳以上で1割・2割負担の方※
- ※「高齢受給者証」をご提示ください。「限度額適用認定証」と同じ役割をします。
- ◆お急ぎの場合はFAX等で受付ができます。

下記のとおり『健康保険限度額適用認定証』の交付を申請します。※有効期限は一年間です。

被保険者証		「申請日(記入日)」の属する月の1日から有効の認定証を交付します。	
記号	番号	申請日(記入日)	平成・令和 年 月 日
		被保険者氏名	
診療を受ける方	氏名	続柄	生年月日 昭・平・令 年 月 日
前月分のお会計が済んでいない：医療機関様にお会計を待って頂いている方は右欄の□にレ点をつけてください。		<input type="checkbox"/> 有効期限 前月1日から希望します	
被保険者証の記号・番号に代えてマイナンバーで申請する方は、備考欄へ記入してください。 ※マイナンバーで申請の場合：-1.本人確認のため書類(番号カード等の写し等)も添付してください。 -2.申請書を郵送する場合は「簡易書留」で送付してください。		備考欄	

<認定証送付先について>

- * 任意継続・特例退職の方は、必ず送付先住所をご記入ください。
- * 在職中の方は記入不要です。社内メール等により各事業所経由で送付いたします。ただし、ご本人が入院・緊急の申請等の事情により事業所経由での受取が難しい場合に限り、ご希望の送付先（ご自宅・ご実家等）認定証を郵送しますので送付先住所をご記入ください。

送付先	住所：〒 _____ 宛名： _____
	_____ TEL： _____

〔参考〕

『限度額認定証』を使用しない場合と、使用した場合の例

= 医療機関の窓口で 一旦支払う一部負担金

= 健保から約3ヶ月後に支給する給付金 (請求手続き等は不要)

使用しない場合

法定給付 (高額療養費)
付加給付※
30,000円(+端数)

使用した場合

健保から医療機関へ支払
付加給付※
30,000円(+端数)

← 一部負担の上限
← 最終的な自己負担額

【69歳以下の方】

標準報酬月額	一部負担の上限額
ア: 83万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1%
イ: 53万~79万円	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1%
ウ: 28万~50万円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1%
エ: 26万円以下	57,600円

②オ: 低所得者(住民税非課税)の方は申請書が異なります

【70歳以上3割負担の方】

標準報酬月額	一部負担の上限額※
イ: 28万~50万円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1%

※付加給付金=レセプト1件◆ごとに自己負担額が30,000円(H31年3月診療分迄は25,000円)を超えた場合1,000円単位で支給

◆レセプト1件ごと: 診療月ごと(1日~末日)、患者ごと、医療機関ごと(外来・入院別、医科・歯科別)